

「こころのカレンダー」サービス利用規約

第1条（本規約による提供）

1. 株式会社プロフェッショナル・ネットワークス（以下「当社」といいます）は、「こころのカレンダー」サービス利用規約（以下「本規約」といいます）を定め、これにより「こころのカレンダー」サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。
2. 本規約は、本サービスの提供に関し、当社と利用団体の関係に適用されるものとします。

第2条（定義）

1. 本規約において、次の用語は、それぞれ次の各号に定める意味で使用します。
 - ① 利用契約
利用団体が、本規約に同意の上、本サービスの提供を受けるために当社で定める「こころのカレンダー」サービス利用申込書を提出して申し込み、当社がそれを承諾したことにより申込者と当社の間で成立する契約
 - ② 利用団体
当社と利用契約を締結して、本サービスを利用する教育委員会／学校
 - ③ 利用者
利用団体の管理下において、本サービスを利用する児童・生徒・教職員
 - ④ 児童・生徒 ID
利用団体が、児童・生徒に対して付与する、本サービスの利用に関わる ID
 - ⑤ 児童・生徒
利用者のうち、本サービスを児童・生徒 ID により利用する者
 - ⑥ 教師 ID
利用団体が、教職員に対して付与する、本サービスの利用に関わる ID
 - ⑦ 教師
利用者のうち、本サービスを教師 ID により利用する者
 - ⑧ 利用団体設備
本サービスを利用するため利用団体が設置するコンピュータ、通信設備その他の機器及びソフトウェア
 - ⑨ 本サービス用設備
本サービスを提供するため当社が設置するコンピュータ、通信設備その他の機器及びソフトウェア

第3条（本利用規約の遵守）

1. 利用団体は本利用規約を遵守し、本利用規約に基づいて本サービスを利用するものとします。

第4条（申込み資格）

1. 本サービスは学校向けのサービスです。本サービスの申込みができるのは、原則として学校及びそ

れを所管する教育委員会に限ります。

2. 教育委員会が本サービスを申込み場合は、当社がその申込みを承諾することにより、当該教育委員会及び当該教育委員会が所管する学校が本サービスを利用できるものとします。この場合、本利用契約上の権利及び義務はすべて当該教育委員会に帰属するものとします。当該教育委員会所管の学校及び学校関係者は、当該教育委員会の管理権限を承認して本サービスを利用するものとします。なお、当該教育委員会が所管する学校及び学校関係者による本利用規約の違反行為は当該教育委員会による違反行為とみなします。

第5条（契約の成立等）

1. 本サービスの利用を希望する学校等は、本利用規約を確認の上でそれに同意し、当社所定の手続きに従い、前条の申込資格を有することを明らかにする資料とともに、「こころのカレンダー」サービス利用申込書を当社に提出します。
2. 当社は、申込者が、次の各号の一に該当する場合には、申込みを承諾しないことがあります。
 - ① 申込者が第4条（申込み資格）に定める申込み資格を有することを確認できないとき
 - ② 申込者が、過去において本利用契約を解除されたことがあるとき
 - ③ 申込みに当たり、虚偽の事実を記載し又は虚偽の資料を提出したとき
 - ④ 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があると当社が判断したとき
3. 当社が申込みを承諾するときは、本サービスの利用開始に必要なID及びパスワード等の情報を、第6条（通知及び同意の方法）に基づき申込者に発送又は発信します。当該発送又は発信の時をもって本利用契約が申込者と当社との間に締結されたものとします。

第6条（通知及び同意の方法）

1. 当社から利用団体への通知は、電子メール、郵送、その他当社が適当と認める方法により行われるものとします。
2. 前項の通知が電子メールで行われる場合、利用団体の電子メールアドレス宛に発信したことをもって、郵送で行われる場合は発送の消印をもって、利用団体への通知が完了したものとみなします。なお、当社から通知された電子メールの内容がデータ化け等により読み取ることができない場合は、利用団体は直ちに当社に連絡し、その通知内容を確認するものとします。
3. 利用団体は申込後に住所や連絡先等に変更があるときは、速やかに当社に通知するものとします。連絡先に変更があったのにも関わらず、当社に届け出がないときは、当社からの通知については申込時の連絡先への発送・発信をもってその通知が完了したものとみなします。

第7条（利用団体による解約）

1. 利用団体は、本サービスを解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知していただきます。
2. 利用団体は、契約期間又は利用許諾期間に係る残存期間の料金の支払いを要します。ただし、当社が事前に承諾した場合はこの限りではありません。

第8条（当社による解約）

1. 当社は利用団体が次のいずれかに該当するときは、本サービスに係る契約を解約することがあります。
 - ① 第10条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された利用団体が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
 - ② 当社が別に定める期日を経過してもなお、本サービスの料金を支払わないとき
 - ③ 第5条（契約の成立等）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき
 - ④ 当社の業務の遂行、又は当社の設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき
 - ⑤ 第19条（反社会的勢力の排除）の定めに違反したとき
 - ⑥ 利用団体が公序良俗に反すると当社が判断したとき
 - ⑦ その他本規約の既定に違反したとき
2. 当社は前項の規定により本サービスに係る契約を解約しようとするときは、あらかじめ利用団体にその旨を通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第9条（利用中止）

1. 当社は次の場合には本サービスの利用を中止することがあります。
 - ① サーバシステムのメンテナンス等、本サービスの提供に係る設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき
 - ② 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - ③ 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき
 - ④ 法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき
 - ⑤ 本サービスの提供に係る設備を不正アクセス行為から防御するために必要なとき
 - ⑥ 前各号の他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき、又は本サービスの提供を中止することが適切であるとき
2. 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ利用団体にその旨を通知します。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第10条（利用停止）

1. 当社は、利用団体が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。
 - ① 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - ② 第14条（利用団体の義務）の規定に違反したとき
 - ③ 当社の社会的信用を失望させる等の行為に本サービスを利用していると判断したとき
 - ④ 前各号の他、本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の本サービスの提供に係る設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき
2. 当社は前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を利用団体に通知します。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第11条（料金等）

1. 利用団体は当社に対し、本サービスの利用料を支払うものとします。
2. 利用料は、「こころのカレンダー」サービス利用申込書に記載された料金とします。
3. 当社は利用団体に対し、毎月の利用料に消費税及び地方消費税を加えた金額を請求します。関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。
4. 利用停止又は利用中止があったときであっても、本サービスに係る利用団体は、その期間中料金を要します。
5. 利用団体は当社に対して、第3項の請求金額を、当該月の月末から45日以内に、当社の指定する金融機関の口座に振込むものとします。

第12条（延滞利息）

1. 当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について、当社の定める支払期日を経過してもなお利用団体から支払が無い場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第13条（当社の義務）

1. 当社は、本サービスの提供期間中、本規約に従い、善良なる管理者の注意をもって利用団体に対して本サービスを提供し、本サービスの提供に関する一切の責任を負うものとします（本規約において免責とされているものを除きます）。

第14条（利用団体の義務）

1. 利用団体は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由により第三者に対して損害を与え、または第三者からクレームなどの請求がなされた場合においては、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。利用団体が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレームなどの請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して利用団体が利用者に提供するサービスは、利用団体の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第15条（権利義務の譲渡禁止）

1. 利用団体及び当社は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、利用契約上の権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第16条（知的財産権）

1. 利用団体は、利用契約に基づいて本サービスを利用する権利を許諾されるものであり、本サービスに関する一切の知的財産権を取得するものでないことを承諾するものとします。

第17条（秘密保持）

1. 利用団体及び当社は、相手方の事前の書面による承諾なくして、利用契約を通じて相手方から口頭又は書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、データ等の技術上、営業上及び業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という）を利用契約の目的以外に使用せず、第三者に開示、漏洩しないものとしします。
2. 前項の規定にかかわらず、被開示者が次の各号の一に該当することを立証し得た情報は、秘密情報には含まれないものとしします。
 - ① 被開示者の責に帰すことのできない事由により、提供の時点で既に公知であるか又は提供後に公知となった場合
 - ② 被開示者が提供の時点で既に保有していた場合
 - ③ 被開示者が第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した場合
 - ④ 被開示者が独自に開発した場合
3. 利用団体及び当社は、自己の役職員又は第三者に秘密情報等を使用させた場合、当該役職員又は第三者に本規約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員（退職又は退任後も含む）又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとしします。
4. 利用団体及び当社は、利用契約が終了したとき、相手方の求めがあったとき、または本サービス提供のために必要がなくなった場合には、相手方の指示に従って、秘密情報（複製物を含む）を返還または破棄するものとしします。
5. 本条の規定については、利用契約の終了にかかわらず、その効力は消滅せず、なお有効に存続するものとしします。

第18条（個人情報の保護）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して知った利用団体の保有する個人情報を、次の各号の場合を除いては他に開示せず、当社自身もその個人情報を利用しないものとしします。
 - ① 本サービスの提供に利用する場合で、そのことについて予め利用団体の承諾を得た場合
 - ② 法令に基づき開示が要求された場合
2. 当社は、第1項の個人情報を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、漏洩防止のための合理的かつ必要な方策を講じるものとしします。
3. 当社は、本契約が終了したとき、利用団体の求めがあったとき、または本サービス提供のために必要がなくなった場合には、利用団体の指示に従って、個人情報（複製物を含む）を返還または破棄するものとしします。

第19条（反社会的勢力の排除）

1. 利用団体及び当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとしします。
 - ① 自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること

- ② 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
 - ③ 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
 - ④ 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - ⑤ 本契約または個別契約の全部もしくは一部の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること
2. 利用団体及び当社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本利用契約の全部もしくは一部を、解除することができるものとします。
- ① 第1項に違反したとき
 - ② 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - 1) 相手方に対する暴力的な要求行為
 - 2) 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 利用団体及び当社は、第2項の規定により利用契約の全部もしくは一部を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

第20条 (契約期間)

1. 利用契約の有効期間は、「こころのカレンダー」サービス利用申込書に記載された期間とします。ただし、期間満了の1か月前までに利用団体及び当社のいずれからも別段の意思表示のないときは、引き続き同一条件をもって、有効期間はさらに1年間自動的に延長されるものとし、以後もまた同様とします。

第21条 (損害賠償)

1. 当社は利用団体に対し、サービス仕様書に定められた保証事項を遵守できずサービス利用が不能となった場合は、利用不能の生じた月の前月から起算して過去12か月の利用料金の1か月の平均額を限度として、賠償責任を負うものとします。
2. 第1項のほか、利用団体及び当社による本契約上の義務違反により、相手方が損害を被った場合は、損害を被った当事者は、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとします。
3. 第2項に定める損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害とし、特別の事情により生じた損害及び逸失利益は、その範囲に含まれないものとします。また、損害賠償の限度額については、第1項を準用するものとします。

第22条 (免責)

1. 利用契約に関して当社が負う責任は、前条の範囲に限られるものとし、以下の各号の事由により利用に発生した損害については、いかなる法律上の責任も負わないものとします。
 - ① 計画メンテナンスの実施
 - ② 天災地変、感染症の発生、騒乱などの不可抗力
 - ③ 利用者用設備の障害及び本サービス用設備までの接続サービスの不具合、その他の接続環境の障害
 - ④ 第三者からの攻撃及び不正行為
 - ⑤ 当社が定める手順などを利用者が遵守しないことに起因して発生した障害
 - ⑥ 電気通信事業者（当社を除く）が提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した障害
 - ⑦ 行政機関または司法機関による強制処分
 - ⑧ その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、利用団体が本サービスを利用することにより利用団体と第三者との間で生じた紛争などについて、責任を負わないものとします。

第23条（専属的合意管轄裁判所）

1. 利用契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（協議条項）

1. 本規約に関し疑義が生じた場合は、当社と利用団体は協議のうえ誠意をもって解決するものとします。

第25条（準拠法）

1. 本規約に関する準拠法は日本法とします。

付則

本規約は、2025年9月1日より実施いたします。